

「建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドライン」の改定について

○新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後においても、令和2年5月に通知した「当面の工事および業務の事務の執行」にて入札契約等実施し「働き方の新しいスタイル」を推進しているところ。

○このため、毎年8月改定する「建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドライン」は、下記の取り扱い。

「建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドライン」改定時期未定（別途通知）
◆ 改定までは、現ガイドラインにより運用

現ガイドライン運用における令和2年8月1以降の留意事項

◆ 下記項目（表彰・業務成績）は 令和2年8月1日以降公告（告示）より評価対象期間を変更（例年同様）

【現 行】

<プロポーザル方式、総合評価落札方式、簡易公募型>

①	企業の業務成績平均点	平成29～30年度
②	技術者の業務成績	平成27～30年度
③	企業の表彰実績	平成30・令和元年度
④	技術者の表彰実績	平成28～令和元年度

<一般競争方式>

①	技術者の業務成績	平成27～30年度
---	----------	-----------

<通常指名競争方式>

①	企業の業務成績平均点	平成26～30年度
②	企業の業務成績マイナス補正	平成29～30年度

【令和2年8月1日以降】

<プロポーザル方式、総合評価落札方式、簡易公募型>

①	企業の業務成績平均点	平成30～令和元年度
②	技術者の業務成績	平成28～令和元年度
③	企業の表彰実績	令和元・令和2年度
④	技術者の表彰実績	平成29～令和元年度※

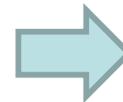
※令和2年度分は評価しない

<一般競争方式>

①	技術者の業務成績	平成28～令和元年度
---	----------	------------

<通常指名競争方式>

①	企業の業務成績平均点	平成27～令和元年度
②	企業の業務成績マイナス補正	平成30～令和元年度



評価項目の考え方(当面の措置)

○当面の措置として~~令和2年7月末~~「建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドライン」改定まで、「技術者の優良表彰」の評価項目を除外せず、「CPD」と「幅広い取り組み姿勢」とを合わせた評価とする。

企業 10	実績	2	企業 10	実績	2
	成績	4		成績	4
	表彰	2		表彰	2
管理技術者 20	資格	3	管理技術者 20	資格	3
	実績	3		実績	3
	成績	10		成績	10
	表彰	4			



「表彰」及び「CPD」、「幅広い取り組み姿勢」の3項目で上限値を4点とする。
例) 表彰評価4点とCPD評価2点であった場合6点ではなく4点となる。

表彰	4	上限 4
CPD*	2	
幅広い取り組み姿勢	2	

【現行】

【ガイドライン改定時まで】

※CPDの評価対象期間は、令和2年8月1日以降公告(告示)の令和2年度実施業務及び令和3年度実施業務に限り、
評価対象期間を公告日(公示日)から過去2年以内に延長

CPDの評価期間の考え方(当面の措置)

○CPDの評価対象期間について、令和2年8月1日以降公告(告示)の令和2年度実施業務及び令和3年度実施業務に限り、評価対象期間を公告日(公示日)から過去2年以内に延長。

	過去1年間 (公示日(公告日)が令和2年6月1日であれば令和元年6月2日から1年間)	公示日 (公告日)	参加表明書 提出期限
評価対象期間			
評価対象	証明期間 	発行 ○	
評価しない	証明期間 	発行 ○	
評価しない	証明期間 	発行 ○	



	過去2年間 (公示日(公告日)が令和2年8月1日であれば平成30年8月2日からの2年間)	公示日 (公告日)	参加表明書 提出期限
評価対象期間			
評価対象	証明期間 	発行 ○	
評価しない	証明期間 	発行 ○	
評価しない	証明期間 	発行 ○	

※CPDの証明期間に関して変更するものではないため、
証明期間に関してはCPD協議会ごとに定められた証明期間のとおりとする。